

## 平成29年度5月期「都道府県協会連絡会」説明資料



### コンテンツ（目次）



はじめに	2
組織について①：ブロック協会の組織	5
組織について②：都道府県協会の組織	9
組織について③：都道府県協会の会計	20
競技会の監理について	25

## はじめに



2

## 各種施策の意義（確認）

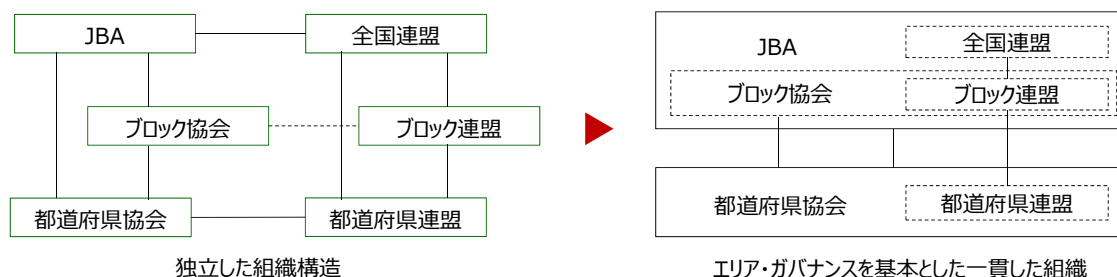


既にご承知のとおり、JBAでは、2018年度以降の「新登録制度体系」、「D (Development) -fund 制度」の導入を決定しました。

ただ、これらは単に登録料の料金体系を変更することだけを目的とした施策ではありません。

2016年3月に策定した中長期計画「JAPAN BASKETBALL STANDARD 2016」(JBS2016) に基づく、日本バスケットボール界の未来に向けた具体的方針とその実行が求められる段階にある今、まずは「統一された理念」、「統一された運営組織」、「統一された発展戦略」を有する組織に進化することを企図したガバナンス強化策の一環として推進する施策です。

この前提に基づき、今回は、施策の担い手である都道府県協会の具体的な組織体制や配下の監理方法を中心にご説明申し上げる次第です。



3

2016年 都道府県協会の法人化完了 ⇒ 事業・財政状況の透明化



ガバナンス強化施策の一環として、2018年度から「新登録制度体系」を導入  
⇒ 登録料の徴収権限を、都道府県内においては「都道府県協会のみ」の権利とする。



登録料(会計)の一元化をフックに、都道府県協会は、都道府県内における地区協会/  
市区町村協会/各種連盟(地区・市区町村連盟含む)を統括するものとする。

**【統括のための要整備事項】**

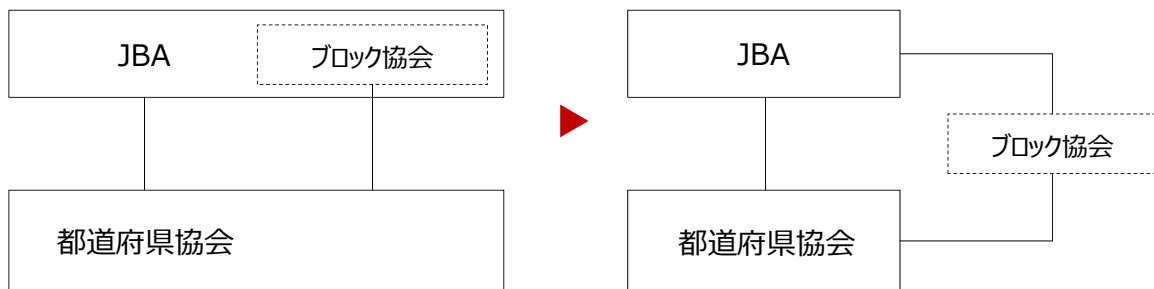
- 傘下団体の事業計画/事業報告、予算/決算を理事会承認事項とする。
- 傘下団体における競技会を監理する(体制を整える)。
- 傘下団体との関係を規約規程に定める。

**組織について①：ブロック協会の組織**

## 【ブロック協会の役割】

- ブロック単位事業の調整の場（実施は開催地都道府県協会）
- ブロック内における共有問題についての協議の場

## 【ブロック協会の位置付け】

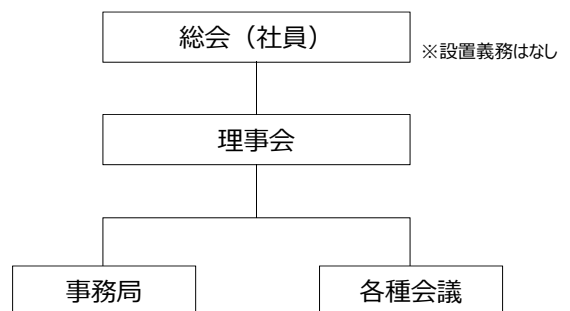


2015/11に提示した組織図

## A: 簡易パターン



## B: 社団法人パターン ※法人化義務はなし



## 【各機関のあり方】

- **総会（社員）** はエリア内の都道府県協会をもって構成する
- **専務理事会議** **理事会** はエリア内の都道府県協会専務理事をもって構成する  
※役職の決定については、各ブロックの裁量による
- **事務局** のあり方（所在地、幹事協会決定方法等）については、決議機関（**専務理事会議** または **理事会**）において定める

### 【その他ブロック協会運営上の留意点】

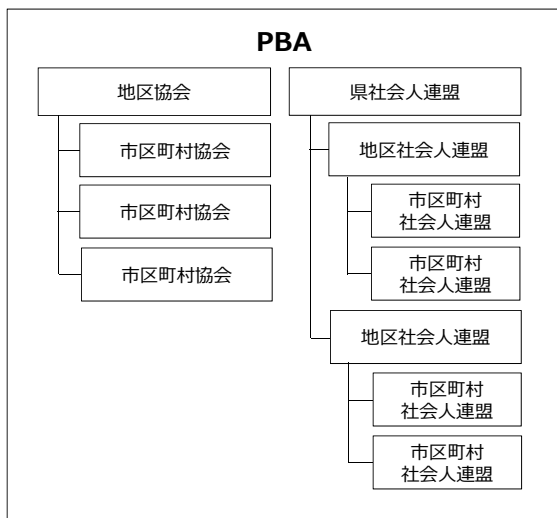
- ブロック協会はエリア内都道府県協会の集合体であり、都道府県協会の上部団体ではない。
- ブロック協会は登録料を徴収することはできない。
  - ・エリア内都道府県協会から登録料の一部を拠出させることも不可とする。
  - ・エリア内都道府県協会から必要以上の分担金を徴収してはならない。
- ブロック協会はD-fundの交付対象としない。
  - ・ブロック規模事業への交付金は、開催地都道府県協会に対して交付する。
- ブロック協会は、毎年度「事業計画」「予算計画」を定め、毎年度終了後に「事業報告」「決算報告」を作成するものとする。

### 【組織の移行について】

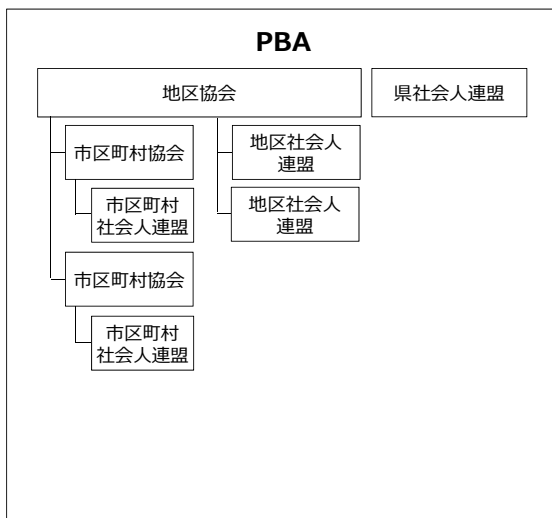
- 2018年度から2年間の移行期間をもって、現行ブロック協会の組織を前述の方針に基づいた組織に移行する。
  - 法人化済みブロック協会については、当該法人を継続することで問題ないが、JBAの方針に基づいて規約規程類を改定する。
- ※JBAからのブロック振興費については、今後見直しを行う。

## 組織について②：都道府県協会の組織

A: 地区・連盟別パターン

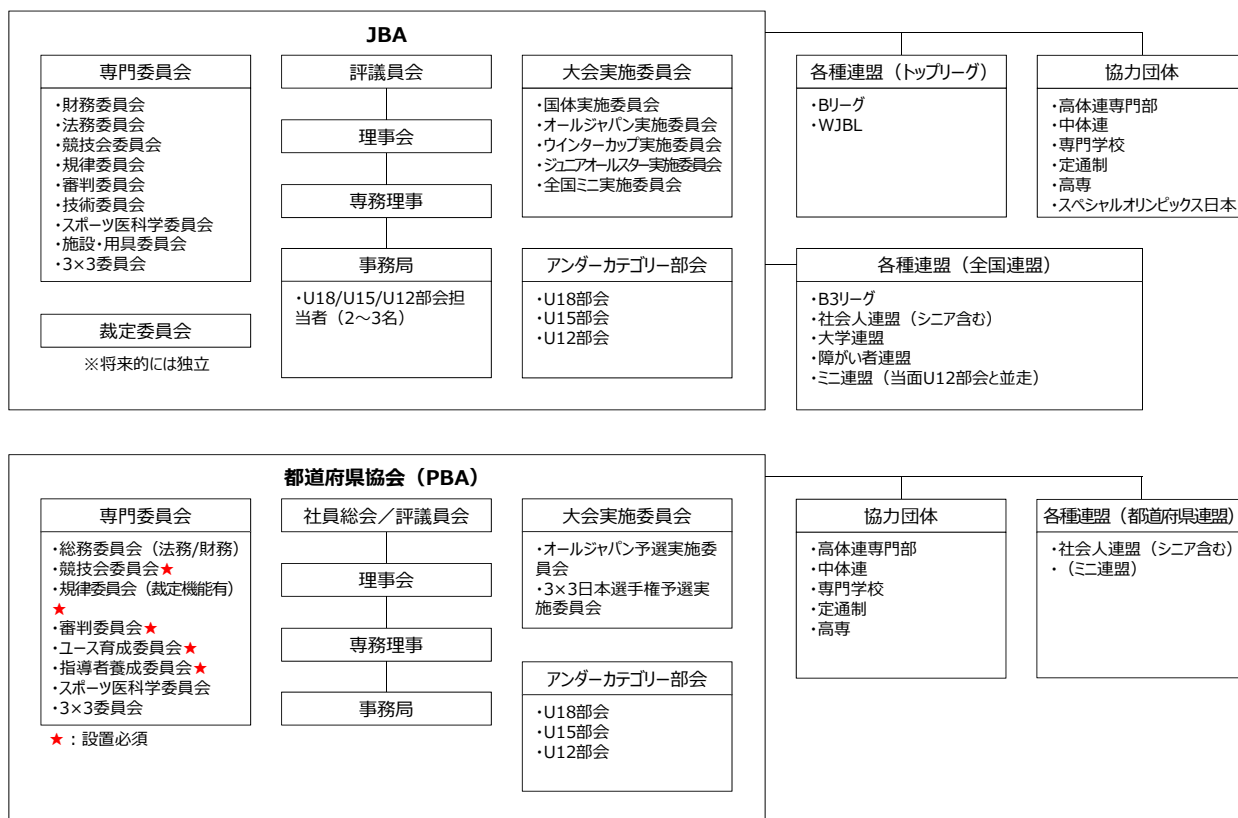


B: 地区協会基軸パターン

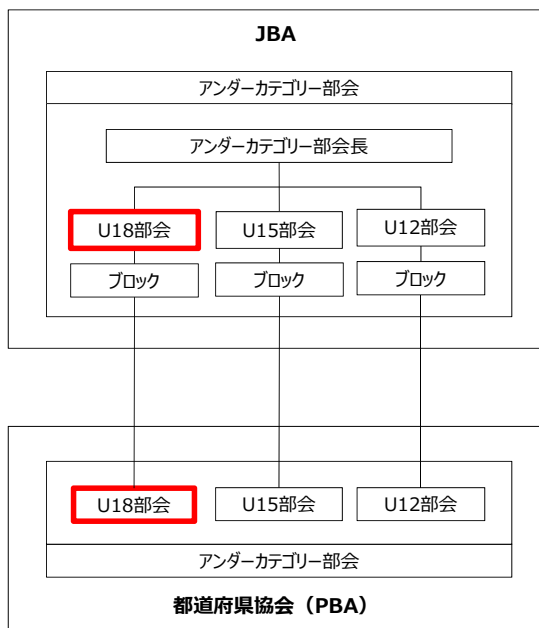


いずれのパターン（またはいずれにも当てはまらないパターン）でも問題ありませんが、必ず都道府県協会が傘下団体を統括できる体制を構築して下さい。

各種連盟改編後の組織図（案）



# U18カテゴリーの改編後（2018年度以降）の体制（案）



## 【JBA/PBA U18部会の役割・構成の考え方】

**U18部会**

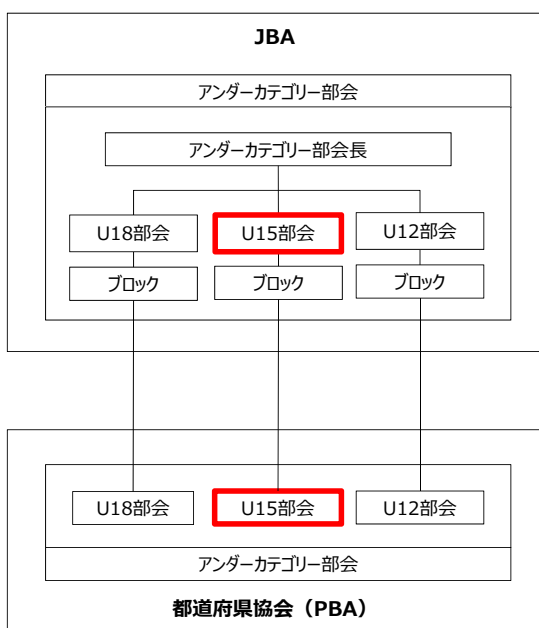
**【役割】**

- ・U18年代クラブチーム・ユースチームの把握と連携
- ・クラブチーム・ユースチームの登録を前提とした管轄エリア内におけるU18年代の競技会の再設計
- リーグ戦の推進
- U18選手権大会（仮称）の再設計
- 競技会運営全般
- ・バスケットボールカレンダーの整理・調整

**【構成員】**

- ・現行高体連専門部関係者
- ・クラブチーム・ユースチーム関係者（JBA部会は以下メンバーを追加）
- ・ユース育成部会委員
- ・有識者

# U15カテゴリーの改編後（2018年度以降）の体制（案）



## 【JBA/PBA U15部会の役割・構成の考え方】

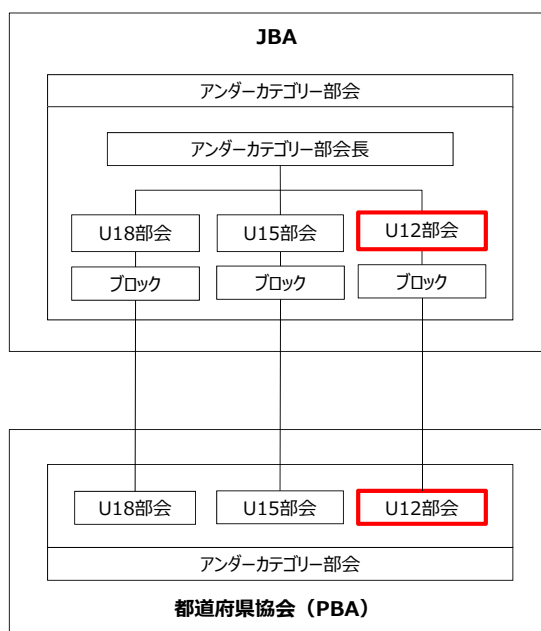
**U15部会**

**【役割】**

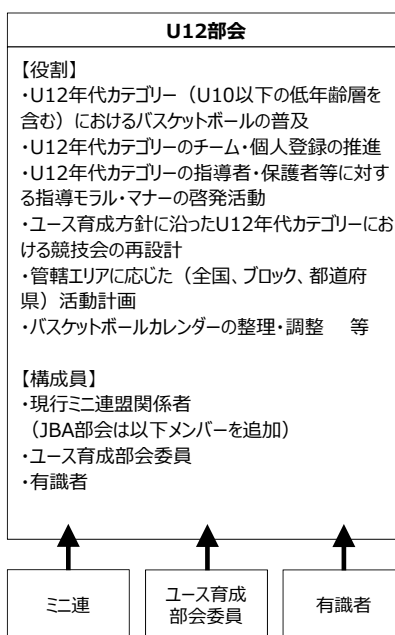
- ・U15年代クラブチーム・ジュニアユースチームの把握と連携
- ・クラブチーム・ジュニアユースチームの登録を前提とした管轄エリア内におけるU15年代の競技会の再設計
- リーグ戦の推進
- U15選手権大会（仮称）の新設
- 競技会運営全般
- ・バスケットボールカレンダーの整理・調整

**【構成員】**

- ・現行U15関連団体関係者
- ・クラブチーム・ジュニアユースチーム関係者（JBA部会は以下メンバーを追加）
- ・ユース育成部会委員
- ・有識者



【JBA/PBA U12部会の役割・構成の考え方】



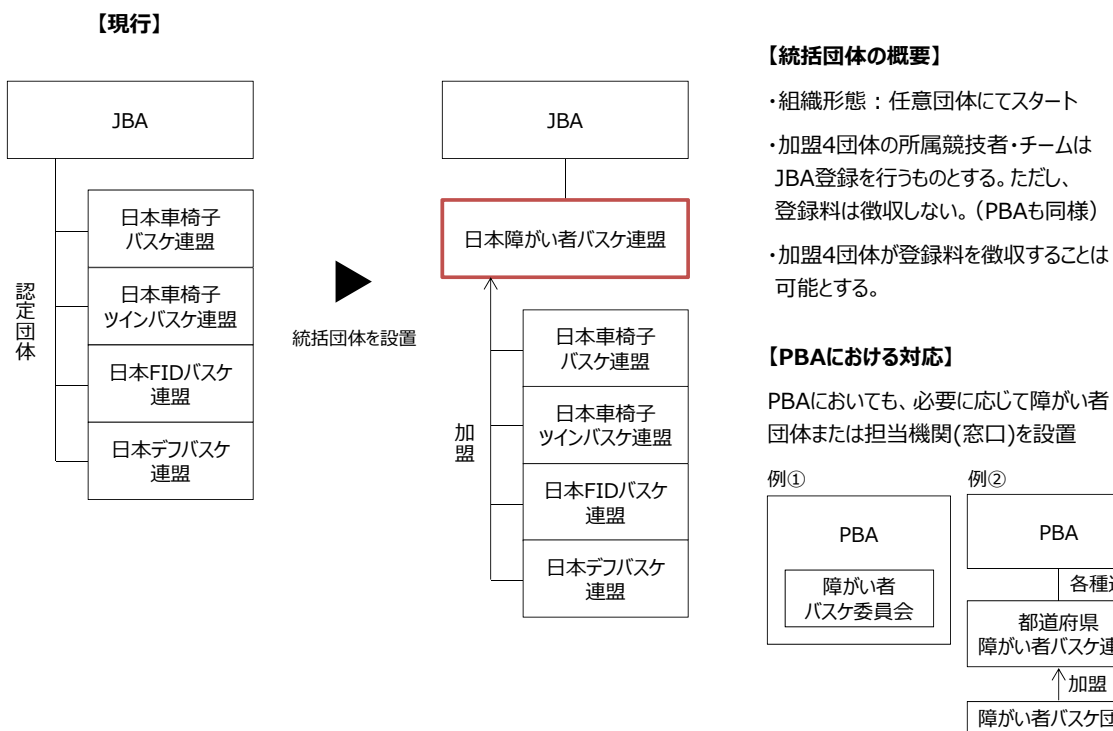
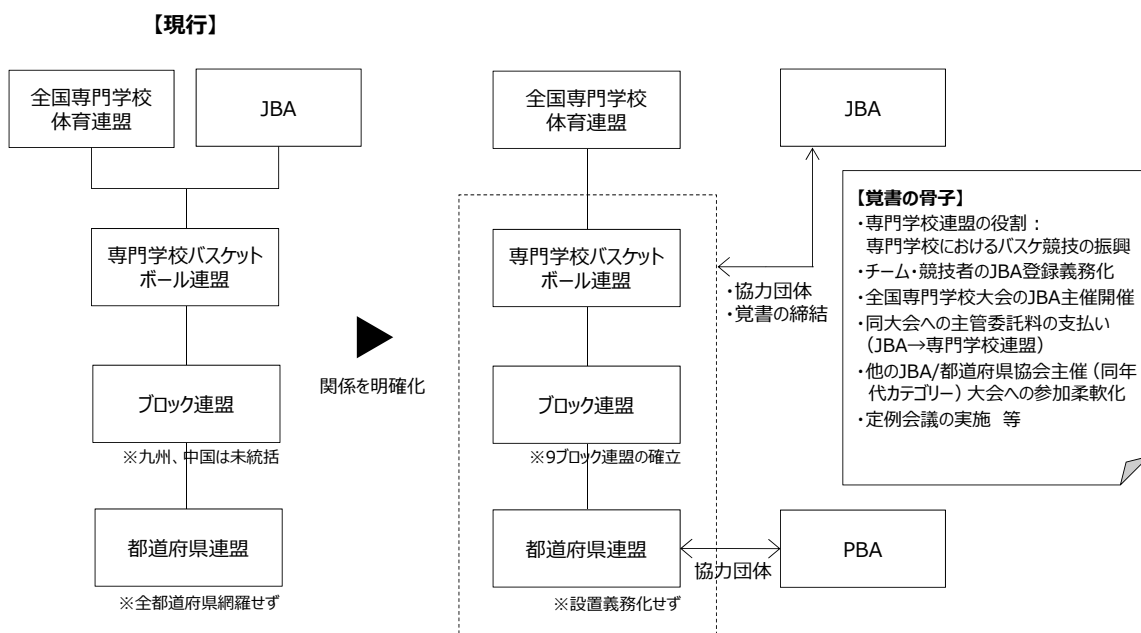
※U12部会とミニ連は当面並走するものとし、引き続きU12部会にて今後の方向性を検討する。

## アンダーカテゴリー担当部会の体制移行スケジュール（案）

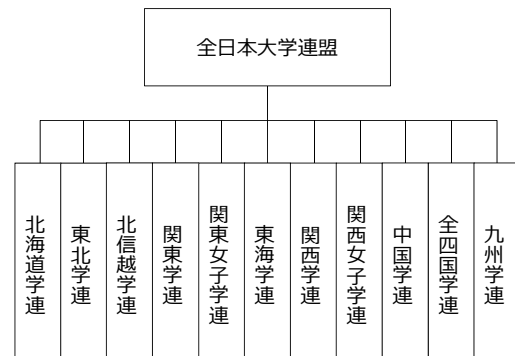
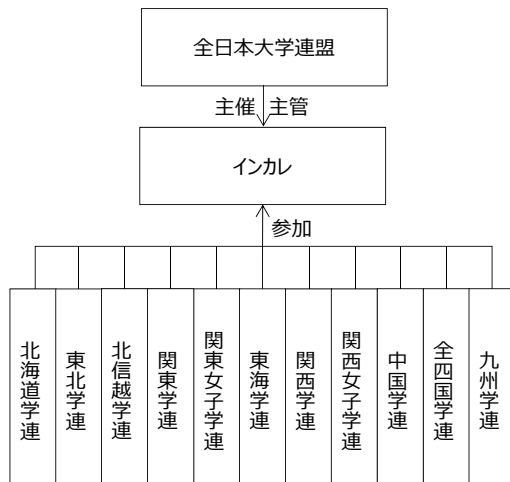
		2017/6	7	8	9	10	11	12	2018/1	2	3	4
U18	JBA PBA		U18カテゴリー準備部会	→								U18カテゴリー部会
	高体連 (専門部)			→								協力団体
												[WC]
U15	JBA PBA		U15カテゴリー準備部会	→								U15カテゴリー部会
	中学生連			→								(発展的解散) [Jr.AS]
	中体連			→								協力団体
U12	JBA PBA		U12カテゴリー準備部会	→								U12カテゴリー部会
	ミニ連			→								(当面並走) [全国ミニ]

※6月末を目途に、都道府県協会（PBA）内における各カテゴリー準備部会設置を依頼予定





【現行】

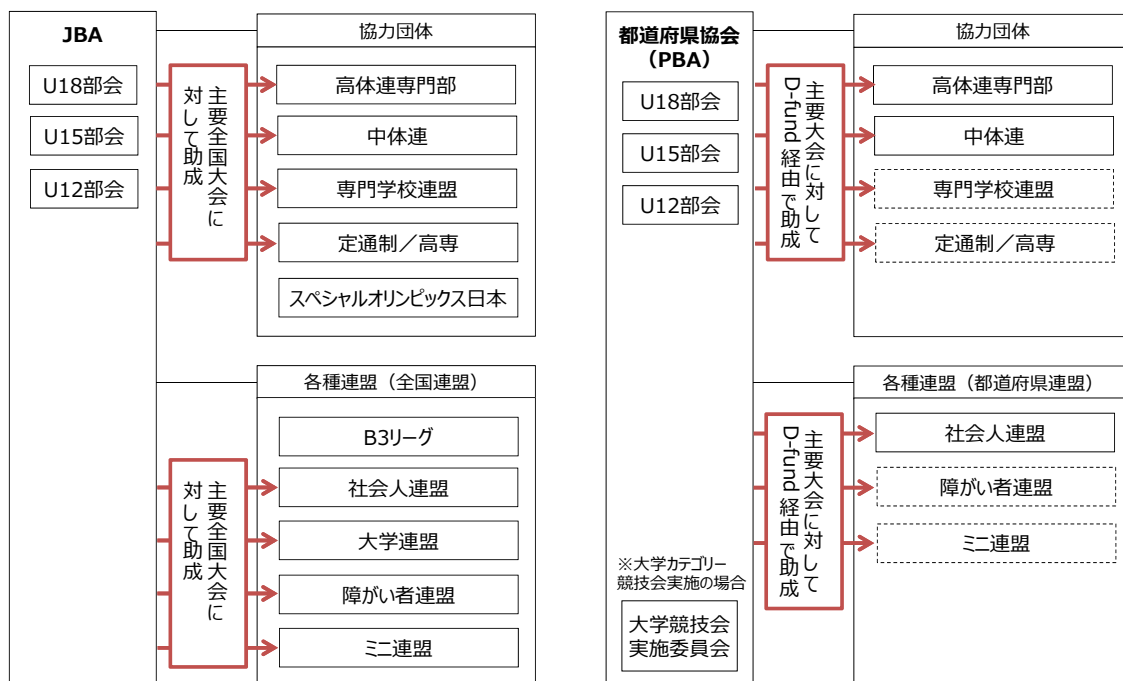


【全日本学連の役割】

- ・日本国内における「大学カテゴリー-競技会」の統括団体
- ・傘下にブロック連盟を置き（承認し）、各連盟の事業（競技会）・財政を監理する。

【PBAにおける対応】

都道府県学連は設置しない。都道府県において大学カテゴリー-競技会を実施する場合は、PBA内に「大学競技会実施委員会」を設置して対応する。



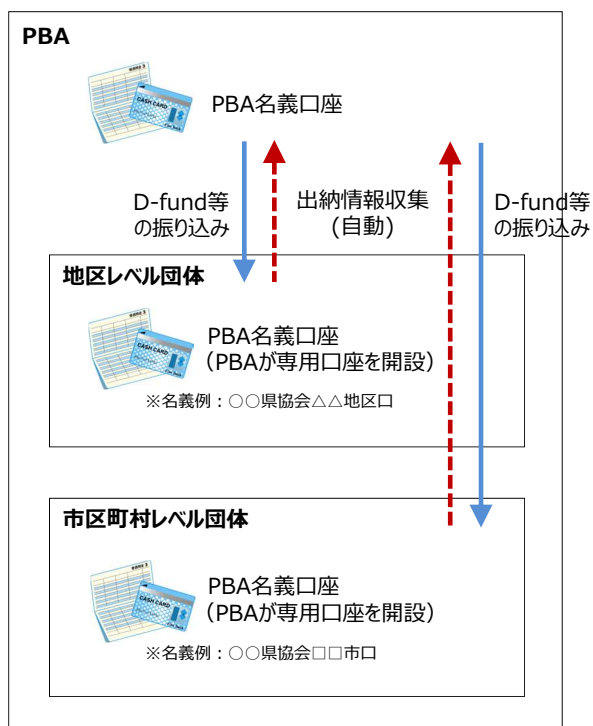
## 組織について③：都道府県協会の会計



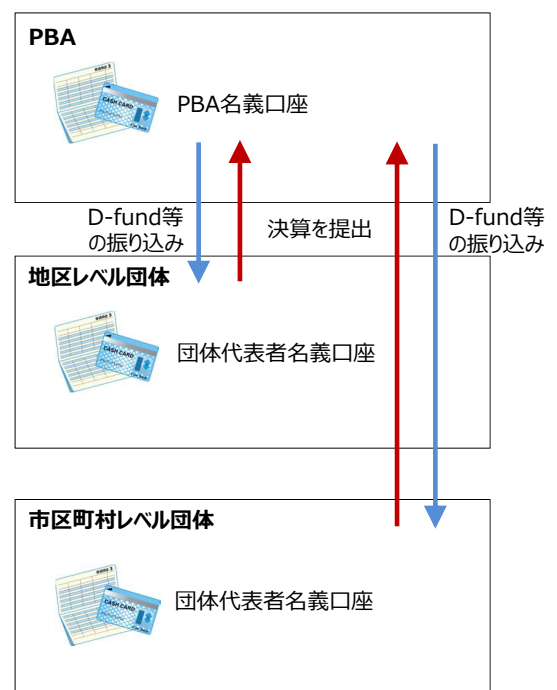
### 都道府県協会（PBA）と傘下団体の会計管理イメージ



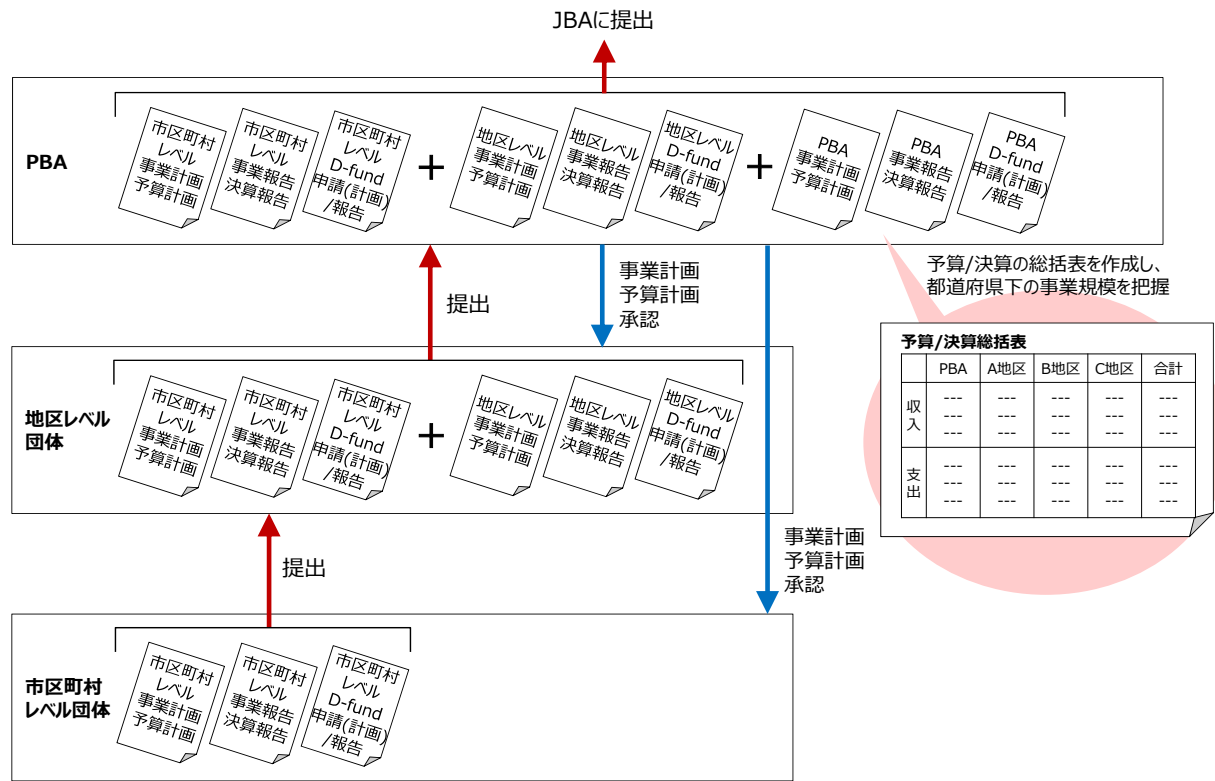
#### A：口座一括管理パターン



#### B：別口座管理パターン



※口座を一括管理する場合は、対象団体を含めた一括決算を行う。



D-fund制度導入スケジュール

	JBA	都道府県協会（PBA）
2017/6	PBA内傘下団体への説明と2018年度予算・事業計画の提出依頼	
7	都道府県協会対象D-fund研修会の実施(7/16)	2018年度PBA分登録料の仮設定 予算案・事業計画案の策定（PBA傘下団体含む）
8		2018年度D-fund対象事業の設定
9		
10	(10月末：2018年度D-fund申請〆切)	2018年度D-fund申請書提出
11	審査	
12	↓	2018年度PBA交付額決定→通知
2018/1		2018年度予算計画調整
2		
3		2018年度予算計画策定
4	(D-fund制度施行)	

### 【組織基盤強化費の交付趣旨】

- 都道府県協会における組織基盤の構築、ガバナンス確立のための一助とすること  
→組織運営基盤整備（事務局の運営（事務所・事務局員の確保）、実働役員の確保、理事会の運営等）のための活用を推奨

### 【各種交付金実績報告における注意事項】

- 事務作業の煩雑さの軽減のため、支出額の大きなものから優先的にご申請下さい。
- 報告書提出前に、今一度「経理処理の手引き」をご確認下さい。
- 証拠書類（領収書等）提出にあたっての諸注意
  - ・宛名は必ず都道府県協会名として下さい。
  - ・内容が不明瞭なものは無効です（日付、宛名、但し書きの記載必須）。
  - ・弁当代、飲料代については（一括で支払った宿泊料等についても）内訳（単価・人数）を明記して下さい。
- 意見交換会／懇親会の経費は交付対象外です。
- 定額交通費や日当・謝金の報告時は支払根拠となる規程を、事務所賃借料や土業に対する報酬の報告時は契約書の写しを添付して下さい（以前に提出していても、報告の都度添付して下さい）。
- 給与の報告時は支払証拠書類（領収書または振込証明書）と共に、給与明細を添付して下さい。
- 高額な備品を購入または高額な業務委託料を支払った場合は、必ず明細書を添付して下さい。
- 領収書は、「支出明細書」の領収書No.の順に並べた上でご提出下さい。
- 交付金は、当該年度に発生した支出のみを対象としています。各種回数券購入費、未払い費用などは交付対象外となります。
- 領収書は（第三者が立替え払いした場合でも）最終支払先から発行されたものをご提出下さい。

## 競技会の監理について

前提：

- ①日本国内で行われる全てのバスケットボール競技会の主催権は、JBAにある。
- ②運用上、JBAから関係団体または第三者への主催権の委譲を可能とする。

JBA/地域協会		連盟	競技会の規模
JBA（主催権ホルダー）	→ （部分委譲）	全国連盟 ブロック連盟	全国規模の競技会 ブロック規模の競技会
↓（完全委譲）			
都道府県協会	→ （部分委譲）	都道府県連盟	都道府県規模の競技会
↓（部分委譲）			
地区・市区町村協会	→ （部分委譲）	地区・市区町村連盟	地区・市区町村規模の 競技会

※「承認競技会」（後述）の場合はJBAまたは都道府県協会から主催しようとする者（第三者を含む）への主催権の完全委譲を可能とする。

都道府県協会（PBA）が管轄する競技会について

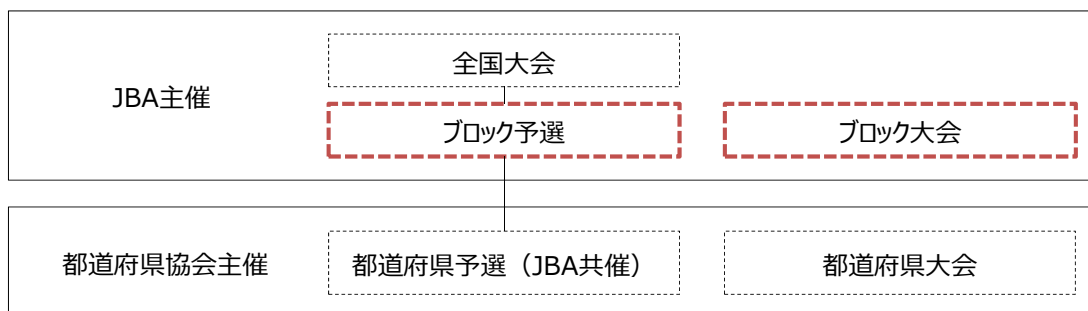
区分	A = JBA承認	B = 都道府県協会（PBA）承認
競技会 公式 競技会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JBAが企画した競技会もしくは全国規模大会の予選会としてJBAが規定する競技会、またはPBAもしくは全国連盟（リーグ含む）が企画した複数の都道府県を跨る規模（出場チームの所属が日本以外の国である場合を含む）であり、かつJBAに申請・（JBA主催として）承認された競技会で、公式競技規則に則り行われるもの</li> <li>・出場チーム（選抜チームを除く）・選手が日本国内で活動している場合はJBA登録していること（大会要項に規定）</li> <li>・出場チーム単位は、単独チームまたは一定の条件（その時点における最強のチームの組成を主眼とした選考）による選抜選手で構成されたチーム（選抜チーム）であること</li> <li>※試合記録をJBA公式記録とする</li> </ul> <p style="text-align: right;">【JBA主催】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PBAが企画した競技会もしくは都道府県規模大会の予選会としてPBAが規定する競技会、または都道府県連盟が企画した同一都道府県内で完結する規模であり、かつPBAに申請・（都道府県協会主催として）承認された競技会で、公式競技規則に則り行われるもの</li> <li>・出場チーム（選抜チームを除く）・選手がJBA登録していること（大会要項に規定）</li> <li>・出場チーム単位は、単独チームまたは一定の条件（その時点における最強のチームの組成を主眼とした選考）による選抜選手で構成されたチーム（選抜チーム）であること</li> <li>※試合記録をJBA公式記録とする</li> </ul> <p style="text-align: right;">【PBA主催】</p>
準公式 競技会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JBAが企画した競技会またはPBAもしくは全国連盟（リーグ含む）が企画した複数の都道府県を跨る規模（出場チームの所属が日本以外の国である場合を含む）であり、かつJBAに申請・（JBA主催として）承認された競技会で、独自の競技規則（ローカルルール）で行われるもの（ただし、試合時間の独自設定については個別判断とする）</li> <li>・出場チーム（選抜チームを除く）・選手が日本国内で活動している場合は、原則としてJBA登録していること</li> <li>・出場チーム単位は、単独チームまたは一定の条件による選抜選手で構成されたチーム（選抜チーム）であること</li> </ul> <p style="text-align: right;">【JBA主催】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PBAが企画した競技会または都道府県連盟が企画した同一都道府県内で完結する規模であり、かつPBAに申請・（PBA主催として）承認された競技会で、独自の競技規則（ローカルルール）で行われるもの（但し、試合時間の独自設定については個別判断とする）</li> <li>・出場チーム（選抜チームを除く）・選手が原則としてJBA登録していること</li> <li>・出場チーム単位は、単独チームまたは一定の条件による選抜選手で構成されたチーム（選抜チーム）であること</li> </ul> <p style="text-align: right;">【PBA主催】</p>
承認 競技会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟（リーグ含む）または第三者（チーム、行政、企画会社等）が企画した複数の都道府県を跨る規模（出場チームの所属が日本以外の国である場合を含む）であり、かつJBAに申請・承認された競技会</li> <li>・出場選手が日本国内で活動している場合は、原則としてJBA登録していること</li> <li>・出場チーム単位は、単独チーム、一定の条件による選抜選手で構成されたチーム（選抜チーム）の他、登録上の所属チームに依らない混成チームも可能とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区・市区町村協会、都道府県連盟または第三者（チーム、行政、企画会社等）が企画した同一都道府県内で完結する規模であり、かつPBAに申請・承認された競技会</li> <li>・出場選手が原則としてJBA登録していること</li> <li>・出場チーム単位は、単独チーム、一定の条件による選抜選手で構成されたチーム（選抜チーム）の他、登録上の所属チームに依らない混成チームも可能とする</li> </ul>
それ以外	練習試合、草バス	

条件項目	競技会条件※	練習試合／草バスケ	備考
チーム数	10チーム以上	9チーム以下	
観客（観戦エリアでの第三者の観戦）	告知あり	告知なし	有料、無料は関係なし
開催エリア	複数の都道府県	1都道府県	
参加チームの所属	複数の都道府県	同一都道府県	※ 国外チームとの試合の場合はJBAに国際交流試合実施申請を行う
協賛	有	無	
参加費	有	無	要項への記載有無

※競技会条件のいずれかにあてはまる場合は「競技会」と見なす

## 競技会開催申請の流れ





### 【ブロック大会の取り扱い】

- 公式競技会／準公式競技会のブロックレベル大会は、JBA主催とすることを前提とする。
- ※ブロック活動実態調査の実施を経て決定
- 運営経費はD-fund制度を経由して開催都道府県協会に交付する。(都道府県協会枠とは別枠)

### 【ブロック活動実態調査の実施】

- 調査対象
  - ・各種連盟
  - ・都道府県協会
  - ・各都道府県連盟（都道府県協会経由）
  - ・ブロック協会
- 実施時期
  - ・2017年6月～7月調査実施
  - ・2017年9月までに、現行競技会の位置付けを確定し、各都道府県協会／各種連盟に通達

## 2018年度より都道府県協会（PBA）内に「競技会委員会」を設置する

### 【競技会委員会の所管事項】

- PBA内における全ての競技会（有料競技会を含む）の監理
- 競技規則の運用に関する事項
- PBA内における競技会の日程調整に関する事項（PBA内競技カレンダーの作成）

### 【PBA内規約規程・手続きの整備】

- PBA主催の公式競技会を規約規程にて規定する（理事会承認事項）。
- 公式競技会は、開催年の前年8月末までに大会要項を競技会委員会に提出する。
- 準公式競技会・承認競技会は、原則として開催月の3か月前までに大会要項を競技会委員会に提出、承認を得なければならない。
- 競技会委員会は、承認した競技会を理事会へ報告する。